

通信日付印	整理番号	事務所	納税番号	申告区分
-------	------	-----	------	------

受付印

令和 年 月 日

埼玉県 県税事務所長

法人番号 申告年月日

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額	
代表者 氏名	経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (63の金額)	⑧ 兆 十億 百万 千 円 00	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (36の金額)	① 兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	② 兆 十億 百万 千 円 00
所得割額 ( $\frac{64}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑨ 兆 十億 百万 千 円 00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③ 兆 十億 百万 千 円 00
付加価値割額 ( $\frac{65}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑩ 兆 十億 百万 千 円 00	この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④ 兆 十億 百万 千 円 00
資本割額 ( $\frac{66}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑪ 兆 十億 百万 千 円 00	均 等 割 額	⑤ 兆 十億 百万 千 円 月
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		円× $\frac{⑤}{12}$	⑥ 兆 十億 百万 千 円 00
収入割額 ( $\frac{67}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑫ 兆 十億 百万 千 円 00	この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦ 兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		この申告の期間	・ ・
所得割額 ( $\frac{68}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑬ 兆 十億 百万 千 円 00	前事業年度又は前連結事業 年度の期間	・ ・
付加価値割額 ( $\frac{69}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑭ 兆 十億 百万 千 円 00	通算親法人の事業年度 の期間	・ ・
資本割額 ( $\frac{70}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑮ 兆 十億 百万 千 円 00	備考	
収入割額 ( $\frac{71}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑯ 兆 十億 百万 千 円 00	関与税理士 署 名	(電話)
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業			
付加価値割額 ( $\frac{72}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑰ 兆 十億 百万 千 円 00		
資本割額 ( $\frac{73}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑱ 兆 十億 百万 千 円 00		
収入割額 ( $\frac{74}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑲ 兆 十億 百万 千 円 00		
特別法 人税	前事業年度の特別法人事業税額 (86の金額)		
	特別法人事業税額 ( $\frac{20}{\text{前事業年度の月数}}$ )		
	予 定 申 告 税 額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額		
	この申告により納付すべき事業税額及び ⑳-㉓		
	特別法人事業税額		
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

事業年度		・		・		法人名									
前事業年度の事業税額の明細						前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細									
摘要		課税標準		税率 (100)		税額		(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		26		兆 十億 百万 千 円			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						法人税割額									
所得割	所得金額総額	37	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特 定寄附金税額控 除額	27	兆 十億 百万 千 円		28		
	所得金額	38	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		税額控除超過 相当額の加算額	29	兆 十億 百万 千 円		30		
付加価値割	付加価値額総額	39	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等 の額の控除額	31	兆 十億 百万 千 円		32		
	付加価値額	40	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	32	兆 十億 百万 千 円		33		
資本割	資本金等の額総額	41	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	33	兆 十億 百万 千 円		34		
	資本金等の額	42	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 27-28+29-31-32-33	34	兆 十億 百万 千 円		35		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業						差引法人税割額 34-29-35									
収入割	収入金額総額	43	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		前事業年度の特別法人事業税額の明細						
	収入金額	44	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	75	兆 十億 百万 千 円		00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						同上に対する特別法人事業税額 (75)× / 100									
所得割	所得金額総額	45	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	77	兆 十億 百万 千 円		00		
	所得金額	46	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (77)× / 100	78	兆 十億 百万 千 円		00		
付加価値割	付加価値額総額	47	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	79	兆 十億 百万 千 円		00		
	付加価値額	48	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (79)× / 100	80	兆 十億 百万 千 円		00		
資本割	資本金等の額総額	49	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	81	兆 十億 百万 千 円		00		
	資本金等の額	50	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (81)× / 100	82	兆 十億 百万 千 円		00		
収入割	収入金額総額	51	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		合計特別法人事業税額 (76)+(78)+(80)+(82)	83	兆 十億 百万 千 円				
	収入金額	52	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	84	兆 十億 百万 千 円				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額									
付加価値割	付加価値額総額	53	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 83-84-85	86	兆 十億 百万 千 円				
	付加価値額	54	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>						
資本割	資本金等の額総額	55	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	資本金等の額	56	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
収入割	収入金額総額	57	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	収入金額	58	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
合計事業税額 58+40+42+44+46+48+50+52+54+56+58						59									
事業税の特定寄附金税額控除額						60									
仮装経理に基づく事業税額の控除額						61									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						62									
納付すべき事業税額 59-60-61-62						63									
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									
所得割	所得割	64	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>						
	付加価値割	65	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
資本割	資本割	66	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	収入割	67	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
所得割	所得割	68	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	付加価値割	69	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
資本割	資本割	70	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	収入割	71	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						法第72条の2第1項第4号に掲げる事業									
所得割	所得割	72	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	付加価値割	73	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
資本割	資本割	74	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								
	収入割	75	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円								

⑥3の内訳